

第5回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午前10時00分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 安達 英二 | 2番 後藤 操 | 3番 岩本 孝之 |
| 5番 山室加智子 | | 8番 古澤 勝康 |
| 9番 佐藤 久康 | 10番 興呂木和也 | 11番 長崎 花子 |
| 12番 浅尾 継也 | | |
| 13番 長崎 愛 | 14番 大塚 恭徳 | 15番 犬塚 久子 |
| 16番 長野 秀輝 | | |
| 17番 増田 生志 | 18番 野田 政輝 | 19番 渡邊 和徳 |
- 欠席委員 4番 友岡 康幸、6番 片山 雅雄、7番 興梠 正信
4. 議事日程
- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第3号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次長 | 吉弘 泰彦 |
| 係長 | 長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、本日は3名の欠席でございます、出席委員16名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を皆様に唱和させていただきますのでご起立をよろしくお願い致します。</p>
事務局長	<p>それでは定刻になりましたので第5回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は10番興呂木委員、11番長崎委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは本村農業委員会会議規則第5条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。今朝はかなり冷え込みまして、私は寒がりでございますので本当に耐えがたいような朝でございましたけれども、今日は寒い中に全地</p>

	<p>区での現地確認ということで大変お疲れ様でございました。お世話になりました。</p> <p>11月に入りましてコロナが心配だなと、またコロナかという感じですが、北海道でかなりの感染者が出ております。また九州でも増えるんじゃないかと非常に警戒をしなければならないと思っております。仕事も大事ですけども、コロナに十分に注意しながら農業に活動に努めていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>それでは着座にて議事進行を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから第5回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に10番興呂木和也委員、11番長崎花子委員を指名します。</p>
議長	<p>それでは議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。おはようございます。よろしくお願ひ致します。それでは朗読を致します。</p> <p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>番号1 申請人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字河陰字松の本■■■■番■■ 地目台帳現況ともに田です。面積■■■■㎡ですけど、うち今回の面積につきましては■■■■㎡となっております。転用目的畜舎(牛舎)であります。始末書添付です。</p> <p>番号2:申請人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字河陰字西山田原■■■■番■■ 地目台帳現況ともに田、面積■■■■㎡ 転用目的ですが個人住宅の始末書添付でございます。</p> <p>ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。番号1につきましては、■■番委員の案件になりますので、■■委員は退席をお願いします。</p> <p>それでは、1番について地元委員の説明をお願い致します。</p>
9番	<p>議案第1号1番につきまして、9番の佐藤が説明します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。申請人は現在認定農業者でもあり、地区の農業リーダーでもあります。現在は水稻を軸に、トマト・畜産を一人で経営されています。今回、トマトハウスの一角を利用致しまして畜舎に改良されました。面積が200㎡をオーバーしていることに気づき事務局とも相談されました。今回の申請があがっております。始末書添付であります。本人も大変申し訳なかったとして反省されています。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。議案第1号番号1につきまして審議を先に進めさせていただきます。何かご意見等ございましたらお願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということでございますので審議に入らせていただきます。第1号議案番号1につきまして異議のない方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで、第1号議案番号1は原案どおり可決致しました。
議長	引き続き、議案第1号番号2につきまして、地元委員の説明をお願い致します。
9番	議案第1号2番につきまして、9番の佐藤が説明致します。申請人は農業後継者も就農されておりまして、私たちの地区でも大変大規模的に稲作経営を営んでおられます。農地の集積集約も図られて現在も規模拡大を図られているところであり、地区の中心的な経営体であります。今回■■■■■が農業を手伝いながら近くに住居を構えたいということで、今回の申請になりました。娘さんたちは現在通って農作業を手伝っておられます。今回の土地は、農地区分は2種農地であります。始末書添付の申請であります。隣接地の許可、区長、土地改良区の許可も取得済みであります。場所は■■■■■を出られまして、■■■■■の方に向かいまして■■■■■の左側の家になります。ご審議方よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。農地法第4条の規定による許可申請についての番号2につきまして審議を致します。
	(異議なし)
議長	異議なしということでございます。それでは審議に入らせていただきます。農地法第4条の規定による許可申請についての番号2につきまして、異議のない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで、農地法第4条の規定による許可申請についての番号2は原案どおり可決致しました。
議長	続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はいそれでは朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字中松字西古閑原■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 選挙事務所となっております。転用賃借権設定移転、補足して説明を致します。この事案につきましては令和2年12月15日から3カ月間の一時転用となりますので、この来年2月の選挙が終わったならば原形復旧ということで農地に戻る事案でございます。一時転用ということで県の方にも申請を致したいと思っております。 続きまして番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字上尾崩■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑 ■■■■㎡ 転用目的が水道施設の始末書添付となっております。転用所有権移転の有償です。

番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字上尾崩 番 地目台帳現況ともに田 m² 外2筆 計3筆 m² 転用目的ですが 集会所と駐車場となっております。補足を致します。この集会所につきましては、この譲受人の方が地域の水道組合の代表をされておりました、今現在の自宅ではどうしても皆様が集まってきたときに狭いということで隣の物件を今回5条の転用申請で取得されるということでございます。皆さんが集まる集会所となっております。契約の種類は転用所有権移転の有償です。

番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陽字下西原 番 地目台帳現況ともに田 m² 転用目的 個人住宅と進入路となっております。転用所有権移転の有償です。

番号5:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字長野字山ノ内 番 地目台帳現況ともに田 m² 転用目的 太陽光発電所となっております。転用賃借権設定移転となっております。

最後に番号6です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字下野字村下 番 地目台帳現況ともに田 m² 転用目的は同じく太陽光発電所となっております。契約の種類は転用賃借権設定移転となっております。

ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。

1番 説明致します。番号1番につきましては4番委員の案件でございますけども、欠席ですので私の方が代理でご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。場所につきましてはの東側の道路を挟んですぐ隣でございます。面積も1反ちょっとありますけども、事務局の判断によりますと農振農用地でございますが、3カ月間の一時転用ということで問題ないということでございます。詳細につきましては先ほど事務局より説明がありましたので省略させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

11番 議案番号2号2、3番について11番長崎が説明します。番号2について説明します。申請人、申請土地、譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。昭和63年集落の水道ポンプが設置済みです。今回、岸野公民館を建て替えることになり書類整理を行った際に農地であることが判明し、今回水道施設として申請がなされております。設置されてから30年以上経過しており問題はないと思われま。場所は から南へ50mほどの位置になります。ご審議の程よろしくお願い致します。

続いて3番について説明します。申請人、申請の土地は議案書記載のとおりです。申請人は 地区の 地内の給水施設の管理組合長をされており、以前は自宅を集会場として利用してきたが、組合員も多くなり、自宅では駐車場もなく対応できないため、今回自宅隣を管理組合の集会及び倉庫兼駐車場用地として申請がなされております。場所は から西へ300m程行き、それから 側200mに位置したところです。 地内のため給水排水施設は問題ないと思われま。ご審議の程よろしく申し上げます。

18番 議案番号4番について18番の野田が説明致します。この度、譲渡人と譲受人の所

	<p>有権移転の合意がなされ、専用住宅と進入路を建設することとなり、何ら問題はないと思われまますのでご審議の程よろしく申し上げます。譲渡人と譲受人は親戚関係と聞いております。</p>
19番	<p>番号5番について、19番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでありまして、太陽光発電を設置するということでありまして、譲渡人の方は前回の総会で■■■■の■■■■をされておりました、今月2日に司法書士と事務局と現場の確認をさせていただきました。何ら問題はないと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
16番	<p>議案第2号番号6について16番の長野が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の申請になります。場所は■■■■を■■■■方面へ400m程行った■■■■沿いの農地で■■■■の■■■■との間にあり、2種農地のため問題ありません。転用賃借権設定移転です。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>
9番	<p>ひとついいですか。1番で一時転用が3カ月と言われましたけれども、この一時転用の期間は定まっているのですか。</p>
事務局	<p>はい。一時転用につきましては、概ね1年ということではありますが、最大3年間ということでは許可はおりております。ただ3年経ってもどうしても構造物ができないというときには、再度申請をいただいて延長もありうるということで、通常であればこういう選挙事務所は3カ月ということで、今回県の方にも申請したいと考えております。概ね1年です。</p>
議長	<p>いいですか。我が家に選挙事務所という時は申請はいらないのですね。農地に建てる時だけです。</p>
事務局	<p>はい。その土地が宅地であれば問題ありませんので農地の時だけです。</p>
議長	<p>他にございませんか。ないようでございますので審議に入らせていただきます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして第3号経営基盤強化促進法による許可申請について審議致します。事務局に新規案件の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい。朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字御手水■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外2筆 計3筆 ■■■■㎡ 使用貸借権利設定5年です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字豆塚■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積■■■■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陰字大石■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外8筆 計9筆 ■■■■㎡ 使用貸借権利設定10年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字立野字弁差川■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外2筆 計3筆 ■■■■㎡ 賃借権設定3年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字白川字追良■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外8筆 計9筆 ■■■■㎡ 農地中間管理機構集積10年となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陽字冠出■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■■㎡ 農地中間管理機構集積5年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陽字冠出■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外5筆 計6筆 ■■■■㎡ 農地中間管理機構集積5年です。</p> <p>番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字立野字馬立■■■■番 ■■■■ 地目台帳田 現況雑種地 面積■■■■㎡ 外3筆 計4筆 ■■■■㎡ 農地中間管理機構集積売買となっております。</p> <p>以上新規案件8件、再設定2件、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
2番	<p>議案第3号1番、2番につきまして、2番の後藤がご説明申し上げます。</p> <p>まず1番につきまして、譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲渡人は高齢で体調も悪く、近所に新規就農をしておられます方がおられましたので、使用貸借権利設定5年で小作契約を結ばれました。</p> <p>2番につきましては、今までヤミ小作で作っておられましたが、今度新しく譲受人と正式に小作契約を結ばれまして、賃借権設定5年となります。何ら問題はないと思われまして、ご審議よろしくお願い致します。</p>
9番	<p>議案第3号3番につきまして、9番の佐藤が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人は親子関係であります。譲渡人が高齢のため農業ができないということで、現在も譲受人の方で管理をされております。今回農業委員会を通して正式に契約をしたいということで、使用貸借権利設定10年の申請があがっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>

14番	<p>議案第3号4番につきまして、14番の大塚がご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人はご高齢のため、また農業をされてはおりませんので、地元で長く信用もあって農業をされておられます譲受人の方に賃借権設定3年でお貸しするという事になっております。何ら問題はないと思われまますのでご審議よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第3号6番、7番、8番、10番につきまして事務局よりご説明申し上げます。まず6番につきまして譲渡人、譲受人、申請土地は議案書記載のとおりです。譲渡人の方が今回農業公社に10年間農地を貸し付けられまして、同じ白川地区内の認定新規就農者の方が公社を通して借り受けられる案件になります。この方、他にも公社を通して農地集積を図っておられまして、今回も同じように公社から5年間ということで来月借り受けの案件になります。</p> <p>番号7番、8番につきまして、譲受人、譲渡人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。7番8番とも農業公社をとおして農事組合法人に貸し付ける案件となります。譲渡人お二人とも法人の集落内の方ではございませんが、農地が法人が今まで集積している農地に隣接しているため、今回公社を通してまた法人に貸し付けられるこれは集積5年の案件となっております。</p> <p>番号10番につきましては、譲受人、譲渡人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりです。これは売買の案件になっておりまして、今回譲渡人から公社が買い入れる審議の案件になります。場所につきましては■■■■の■■■■の道向かいの農地になりまして、以前より法人のハウスや事務所等がある場所となっております。今回の審議が完了しまして、譲渡人から公社に名義を変更しまして完了後に公社から法人に売り渡しの案件となります。以上、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了致しますが、12月の総会の日程を決めておきたいと思いますが、令和2年12月11日(金)に開催したいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>本来は10日ですが、10日が議会で会場が空いておりませんので、11日でお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは12月の総会開催日につきましては、令和2年12月11日金曜日10時</p>

	<p>から行いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、次回の農業委員会憲章の指揮は、12番浅尾継也委員、13番長崎愛委員にお願い致します。その他で委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ、事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>事務局から本日は特にございませんけれども、毎月お願いしております活動記録簿のご提出をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>コロナの影響で忘年会をしようと思っておりましたが、忘年会もできないような状況でございます。もうどうしようもないですね。そう考えておりますがどうでしょうか。行政の方も、他の地区でも控えているようでございますので、できれば年が明けてからでもと思います。困ったものです。</p> <p>阿蘇郡の会長会議も顔見知り会をしようということで話しておりましたが、またこのような状況で難しい状態です。今後も気を付けて皆さんもストレスもたまっておられると思いますが、気を付けながらいきたいと思っております。</p> <p>それでは以上をもって第5回南阿蘇村農業委員会総会を終了致します。今後また、コロナに用心しながら頑張ってください。お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時39分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 2年12月11日

農業委員会会長

Ⓔ

議事録署名委員

10番

Ⓔ

議事録署名委員

11番

Ⓔ